

◆友人の家でお鍋を購入！？その場で契約しないようにしましょう！

友人の家で、料理講習があると聞いたので行ったところ、18万円の特殊な鍋を購入させられた。

帰宅後、友人と電話をしているのを娘が聞いていた。娘から「何の契約をしたのか」と聞かれたので、鍋を購入したことを伝えると怒られ、不要な契約をしたことに気が付いた。

この鍋であなたも料理上手



まだ、お金は払っておらず、契約書だけをもらっただけで、商品は受け取っていない。電話でクーリング・オフを伝えだが、少し心配だ。どうしたらいいか。

(70歳代 女性)

相談者には、念のために書面でクーリング・オフを通知するよう助言しました。

相手から「いい商品がある」などと言われても高額な商品は、すぐに購入せず、まずはご家族や周囲の方に相談することが大切です。困ったら、一人で悩まず、まずは大阪市消費者センターにご相談ください。

◆申し込んだ覚えのない商品が届いたら、受け取りを拒否しましょう！

「以前注文した」とされる商品の写真が添付してあるメールが届いたので、注文した覚えがないと返信したところ、後日「写真を確認してください」という内容のメールが数回届いた。

昨日メールで「商品を出荷しました。受け取り拒否されたら送料を往復請求します」とメールが届いたが、どのように対処したらよいか。

(70歳代 女性)

申し込んだ覚えのない商品が配達された場合は、受け取りを拒否するようにしましょう。もし、対応に困る場合は、大阪市消費者センターへご相談ください。

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）



●消費生活相談専用電話：6614-0999

(大阪市内にお住まいの方に限ります。

毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く)

メインキャラクター
エルちゃん

